

小牧市請願道路整備要綱

〔令和 5 年 3 月 31 日
4 小道第 1820 号〕

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益上の必要性から行政区の要望を受けて市が実施する生活道路の拡幅及び築造（以下「拡幅整備」という。）について必要な事項を定めることにより、適正かつ効果的な拡幅整備の円滑な遂行を図り、住民の利便性及び生活環境の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公道 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条及び小牧市公共用物の管理に関する条例（昭和 50 年小牧市条例第 32 号）第 2 条第 5 号に規定する道路をいう。
- (2) 請願道路 行政区の区長の要望を受けて市が拡幅整備をする道路をいう。
- (3) 後退用地 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 42 条第 2 項の規定により道路とみなされた土地をいう。
- (4) 道路隅切り 道路が他の道路と交差し、他の道路に接続し、又は屈曲する場合において隅角部（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が 120 度以下のものに限る。）を切り取った部分の土地（後退用地を除く。）をいう。
- (5) 狹あい道路 法第 42 条第 2 項の規定により市の指定した道路であって幅員が 1.8 メートル以上 4 メートル未満のものをいう。

(適用除外)

第 3 条 請願道路が次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱の規定は、適用しないものとする。

- (1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定による開発行為の許可を受ける必要がある道路又は許可を受けるために必要となる道路幅員の基準を満たすために拡幅整備をする道路である場合
- (2) 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）の規定による土地区画整理事業の施行区域内の道路である場合

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める場合
(請願道路の範囲)

第4条 請願道路の範囲は、起点から終点までの全区間とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(整備要件)

第5条 請願道路は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 有効幅員は、4メートル以上であること。ただし、道路交通を阻害する施設は、有効幅員に含めないものとする。
- (2) 起点及び終点が公道に接続すること。ただし、起点及び終点のどちらか一方が公共施設に接続する場合又は現状が狭い道路であって拡幅整備をする場合は、この限りでない。
- (3) 請願道路が接続する公道の有効幅員は、4メートル以上であること。
- (4) 道路隅切りの斜長が、3メートル以上であること。ただし、やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (5) 請願道路に接する土地所有者及び住居者(以下「地権者等」という。)全員の承諾を得ていること。なお、登記名義人が死亡している場合にあっては、当該登記名義人の相続人全員の承諾があり、かつ分筆登記までに相続登記が完了できること。
- (6) 立木、家屋、工作物等(以下「物件等」という。)が支障にならないこと。ただし、物件等を避けることで道路交通上の安全性が著しく低下する場合は、この限りでない。
- (7) 特定の者に対して著しい利益を誘導しないものであること。
- (8) 拡幅整備前の請願道路に個人又は法人名義の土地があるときは、当該土地について、その所有者が市へ寄附すること。
- (9) 請願道路上の土地について抵当権、根抵当権、地役権等を有する者(以下「権利者」という。)があるときは、当該権利を抹消することについて当該権利者全員の同意が得られていること。

2 市長は、請願道路が次の各号のいずれかに該当する場合は、拡幅整備を行わないものとする。

- (1) 地形上拡幅整備を行うことが著しく困難である場合
- (2) 当該請願道路の排水先が確保できない場合
- (3) 請願道路に接する地権者等が道路との段差解消のための保護盛土に

協力できない場合

- (4) 道路整備後の乗入れ勾配が 15 パーセントを超える場合。ただし、乗入れ使用者が認める場合は、この限りでない。
- (5) その他市長が不適当と認める場合
(道路形状等)

第 6 条 拡幅整備後の請願道路は、道路交通の機能を満たすものとし、原則として次のとおりとする。

- (1) 直線的な形状であること。
- (2) 支障となる物件等への影響が最小限であること。
- (3) 緊急車両等の通行が可能であること。
- (4) 接続部における一定の視距が確保できること。
- (5) その他道路の管理に支障が生じないこと。

(用地取得等)

第 7 条 請願道路の拡幅整備に係る用地として取得する土地の価格は、一般土木工事用地買収単価取扱要領（昭和 50 年 4 月 1 日施行）第 4 条の規定により算出した評価価格の 60 パーセントに相当する額とする。

2 市長は、前項の用地の取得に伴い必要となる土地の測量及び鑑定評価、補償物件の調査、分筆並びに所有権移転登記に要する費用を負担するものとする。

(損失補償等)

第 8 条 請願道路の拡幅整備の支障となる物件等の損失補償の額については、公共用地の取得に伴う損失補償基準（昭和 37 年用地対策連絡会決定）に基づき算定するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、補償対象としない。

- (1) 営業等の収益補償が発生する場合
- (2) 耕作者への離作料等が発生する場合
- (3) その他市長が不適当と認める場合

2 前項の規定により市が負担する損失補償の額は、一の敷地につき、500 万円を限度とする。

(事前相談等)

第 9 条 請願道路の拡幅整備を要望する行政区の区長（以下「要望者」という。）は、全ての地権者等及び行政区の意向を取りまとめ、市長に対して次に掲げる事項について事前相談を行うものとする。

- (1) 請願道路の場所及び道路形状等に関すること。
 - (2) 地権者等の同意に関すること。
 - (3) 支障となる物件等に関すること。
- 2 市長は、請願道路に関する次に掲げる事項については、申請手続等に関するものを除き、関与しないものとする。
- (1) 道路用地の取得に伴う代替地等に関すること。
 - (2) 道路、水路等の用途廃止及び売払いの処理に関すること。
 - (3) 請願道路に係る土地の分筆及び登記に必要な事務以外に関すること。
- (要望書)

第10条 要望者は、前条第1項に規定する事前相談の終了後、地権者等と協議の上、請願道路拡幅整備要望書（様式第1。以下「要望書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 関係地権者等同意書（様式第2）
 - (2) 位置図
 - (3) 計画平面図（請願道路の形状が確認できるもの）
 - (4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、要望書を受理したときは、当該要望書に係る採択の可否及び整備の優先度について審査し、その決定の内容を要望路線採択（不採択）通知書（様式第3）により要望者に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の規定による採択の決定後、事情等の変化により第5条第1項及び第6条の要件を満たさなくなった場合又は第5条第2項の各号のいずれかに該当した場合は、当該採択の決定を取り消すことができる。

(線形同意)

第11条 市長は、前条第2項の規定による採択の決定後、現況測量等により当該路線に係る道路線形案を作成し、要望者及び全ての地権者等に提示し、その合意を得るものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1（第10条関係）

請願道路拡幅整備要望書

年　　月　　日

(宛先) 小牧市長

(　　　　区長)

住　所

氏　名

連絡先

当区内の生活道路の拡幅整備について、関係する地権者等の同意が得られたので、次のとおり要望します。なお、本要望書に関し、地権者等に疑義や問題が生じた際には、当方の責任をもって解決します。

記

1 要望箇所

2 要望幅員 m

3 要望理由

4 添付書類

- (1) 関係地権者等同意書
- (2) 位置図
- (3) 計画平面図（請願道路の形状が確認できるもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2（第10条関係）

関係地権者等同意書

年　月　日

(宛先) 小牧市長

住 所

氏 名

印

連絡先

当該路線における拡幅整備の要望につきましては、下記土地が拡幅整備されることに同意するとともに整備要件等を遵守し、当該拡幅整備の用に供するために必要な土地又は当該拡幅整備の支障となる物件等がある場合は、市の提示のとおり買収又は補償等に応じます。

また、買収については一般土木工事用地買収単価取扱要領（昭和50年4月1日施行）第4条の規定により算出した評価価格の60パーセントに相当する単価で、補償等については公共用地の取得に伴う損失補償基準に基づき算出した金額（一の敷地につき上限500万円）で応じることを確約します。

記

関係する土地の所在地等

大字	字	地番	地目	地積 (m ²)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3（第10条関係）

要望路線採択（不採択）通知書

第 号
年 月 日

様

小牧市長

印

年 月 日付けであった要望書について、次のとおり決定したの
で通知します。

記

1 採択の可否及び理由

2 路線名

3 整備区間

4 整備概要 整備幅員 m、整備延長 m

5 備考

(1) 通知後に整備要件及び道路形状等を満たさなくなった場合は、決
定の全部又は一部を取り消す場合があります。

(2) 年度の実施計画に登載しますが、財政状況等により延期する
場合があります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。